

第3回いわての森林づくり県民税事業評価委員会会議録

(及川林業振興課振興担当課長) ただいまから平成30年度第3回いわての森林づくり県民税事業評価委員会を開催いたします。

委員の皆様には、御多用のところ御出席いただき、まことにありがとうございます。

本日は、吉野委員が所用のため欠席でございますが、開会時点におきまして、委員10名中9名の委員に御出席いただいております。本委員会の設置要綱第6条第2項の規定により会議が成立しておりますことを御報告いたします。

本日は、お手元の次第3ページ目の出席者名簿のとおり、事務局の職員及び現地機関の担当者が出席しておりますが、時間の都合上、紹介を割愛させていただきます。

それでは、会議を進めさせていただきます。今回の委員会は、次第にありますとおり、2、議題、(1)、いわて環境の森整備事業の施工地審査について、①、混交林誘導伐、②、ナラ林健全化促進、③、アカマツ林の広葉樹林化、(2)、いわて環境の森整備事業に係る地域説明会の結果について、3、その他を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以降の進行は岡田委員長をお願いいたします。

(岡田秀二委員長) それでは、議題に入ります。

(1)、いわて環境の森整備事業の施工地審査について、事務局から説明をお願いします。

(鈴木林業振興課主査) 【資料No.1—1に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見をいただきたいと思っております。

(國崎貴嗣委員) 整備方針などに、全ての調書ではないのですけれども、例えば現地で確認した本数の情報を追加して書いてくださっていたり、あるいは整備の内容も、強度間伐以外のつる等の除去といったような、具体的な作業の内容というのがイメージしやすいような情報を加えてつくっていただいたりしているものもあって、大変わかりやすく、いいなというふうに思いました。

それで、そこにもちょっと絡むのですけれども、整備方針というところの表現で、ちょっと確認しておきたいことがありますので、それをちょっと御質問いたします。それは、「本数率で概ね50%」という、この混交林誘導伐の定義ということで、大分以前に、第1期のころの御説明では「概ね50%」というのは50%プラス・マイナス10%ということで、実質40%から60%の間でというふうな御説明だったと思っております。それを前提にしたときに、要するに整備方針に書かれている強度の表現が微妙にそれぞれ違っておりまして、それは結果的

には調書をつくられた方の表現の違いであって、中身は同じことなのか、それともやっぱりそこは意味を、違いを持たせて、あえてそういう表現をされているのかというところがちょっとわからなかったので、それを確認させていただきたいということでございます。

具体的には、逐一ページは申し上げますが、「概ね50%の」という表現、要は大きく分けると3つありまして、「概ね50%の」という従来の基準ですね、それに合致した表現になっているものが最も多いのですが、一部「概ね50%以上の」という、その「以上の」という言葉がつけてある調書が幾つかございます。それから、「概ね40～50%の」というふうに書いてある調書もございまして、同じことを指して、たまたまその表現がそういうふうに分かれたということなのかなとも思いつつも、もしかすると「50%以上の」と言っているのは、可能な限り50%を超えるような、強度間伐の中でも強目に切りたいという整備方針を意図して書かれているというふうにも解釈できますし、「概ね40～50%の」という表現をされている方は、余りにもひよろひよろで、気象害とかという懸念があるので、あえて「40～50」というような、「概ね」というようなのがついているけれども、さらに「40～50」という形で言うことで、若干弱目に選木して切りたいという意思をあらわしておられるのかなというふうにも解釈できるものですから、どちらなのかなと。表現がたまたま違っているだけで、ただそういうふうなちょっと整備の方針で微妙に強くしたり、ちょっと弱目にしたりというようなことを反映させているのか、どちらなのかなということがわかりかねましたので、そこをお伺いする次第でございます。

(岡田秀二委員長) 細かな質問になりましたが、表現の違いが施業に具体的に反映する可能性があるのかどうかを含めて。

(及川林業振興課振興担当課長) 現地機関からの記載ですので、現地の森林の状況を踏まえて、やっぱり表現の違いはそのまま施業の違いになるものというふうに理解しております。

(鈴木林業振興課主査) 33ページをお開きいただきたいと思うのですが、受付番号が18—043ということで、そこで國崎委員御指摘のとおり、「概ね40～50%の」という表現を使わせていただいております。今振興局の担当に確認いたしましたところ、15年生の若いスギも含まれているということから、そういったものも考慮して、若いスギでは若干弱目の間伐というのを計画したいなというところで、こういった表現を使わせていただいたということでございましたので、それぞれ調書毎に現地の状況を確認しながら、50%以上という表現ですとか、40%からこの事業で認められますので、そういったぎりぎりの下限、上限も使いながら、現地の状況に合わせて伐採率を判断しているものというふうにごえております。

(國崎貴嗣委員) ありがとうございます。それでよろしいと思うのですが、ただ表現上の細かいことを言うと、「概ね」にもともと幅を持たせたという概念が存在しているにもかかわらず、50%以上という幅が、要するに幅に幅を重ねてというような表現というのは、ちょっとおかしいのではないかと思いますので、例えばそういった場合は原則として「40～50%」とか、何かちょっと違う表現、もしくは「概ね」をあえて外す。実際は50%を超えるケースも一部あっていいと思いますので、そういうふうな意思があらわれているのであれば、「概ね」を外してしまったほうがわかりやすいのではないかなというふうに調書を読んでいて感じましたということで、もしも可能であればそのあたり、ちょっと考慮していただけるとありがたいなという御意見でございます。

以上です。

(鈴木林業振興課主査) ありがとうございます。確かに「概ね」に「概ね」を重ねている表現ということでございますので、次回以降、そのあたりについてはきちんと表記していきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

(岡田秀二委員長) よくよくこれ見ていくと、今御指摘のようなことがいっぱい出てきて、「概ね50%の」、さらに「強度の」という、これが入るときと入らないときがあります。それから、「50%」を「5割の」という、そういう表現のところもあるし、少し実態に合わせて書き分けていますということであれば、それもこのようにしましょうかみたいな本庁から提案をしてみるというのも手かなと、そう思います。

そのほかいかがですか。

(石川公一郎委員) 済みません。前回出たかもしれませんけれども、もう一回確認なのですが、森林調書の状況の中で、自力整備困難の中の経済的理由というものの根拠というか、何をもちょう経済的に難しいという判断をされているのかというのをちょっと伺いたいですけれども。

(岡田秀二委員長) はい、どうぞ。

(高芝林業振興課主任主査) 経済的な理由につきましては、森林所有者の方の所得等々を書面で確認するなどというようなことはいたしておりません。それは、森林組合などの事業実施主体または県の担当者が森林所有者の方とお会いして、いろいろ話を聞く中で、森林所有者のお話でこれまでの自分の山に対しての経済的な考え方の中で、経済的に成り立たない等の判断を、言ってみれば森林所有者の主観の聞き取りをしていった中で確認ということになるかと思います。

(石川公一郎委員) 私もちょっと知っている方が山持ちで、実はこの事業を使って間伐をやったと。でも、その方は製材所を経営されているのです。結構事業としては利益が出ている。当然所得もある。でも、これを使っているということは、その判断基準がちょっと見えないのです。中に漁業の方もいるということは、漁業をやっているならば、個人事業主であれば利益は結構確保できるというときに、税金を投入するわけですね。我々民間人であれば、お金がなければ借りるかなんかして払わなければならないという、そういう立場なのです。それが天から降ってくるお金でやってくれるということは、明確な基準がなければだめだと思うのです、ここ。例えば個人事業主であれば所得が赤字なのかとか、そのまま決算書がきちんと出なければなりませんし、法人であれば所得を幾らか持って、どうなっているかと、ここは私が知る範囲では、その方の山は多分別に経済的な理由はないと判断しています、私は。ということは、この税金は経済的理由のところでもって本当にどうかは見えないところがあるというふうに、ちょっと事例があったので、今回は漁業者の方、経済的理由が本当なのか、ちょっと確認をお願いしたいと思いました。

(岡田秀二委員長) ちょっと私から確認ですが、今の前の回答は経済的理由を本人の所得の多寡よりは、むしろその森林が投資に値する回収があるかどうかの経済的判断という、そういう回答です。だから、ちょっと食い違っているのですが。

(高芝林業振興課主任主査) 済みません。私の表現がまずくて申しわけございません。その方の所得の金額的なものというよりも、山そのものが経済的に回るかどうかというところを主観的に判断されているというような表現であると思います。ありがとうございます。

(石川公一郎委員) では、基本的にこれは山に関してはお金があってもなくても、山に材価的な価値がなければ税金が入っていく、そういう理解なのですね。

(岡田秀二委員長) 価値というよりは、環境のところに大きく位置づけをしていて、いわゆる公益性、本来その森林がポテンシャルとして持っている公益性をきちっと発現しているかどうかということをもって基準にしていますということなのです。本来公益性があって、極めて公共性が強いだけでも、プライベート有という中で閉じ込められていて、公益性が発揮できていないから、それはやっぱり我々にとって不利益なので、どうしてもそういう、所有者の所有権、財産権を侵害しない限りで、我々に作業をやらせてくださいという、こういう構図というか、そういう捉え方なのです。だから、今の御質問とはちょっと違いますね。

(大畑林業振興課総括課長) 県民税で行う森林整備、対象森林は公益林という形にして

ございます。当然石川委員御指摘のとおり、経済ベースで回す森林であれば、借り入れなり資金を用意した上で間伐をして、きちっと育てて、それを主伐して回収して利益を得るという形になろうかというふうに思っておりますけれども、この県民税の森林整備は公益林ということで、最終的に場合によっては伐採する可能性もありますけれども、そういった経済的価値を育てるという意味で森林整備を行っている性格のものではなくて、公益上有する森林の役割をきちっと発揮させるために森林整備を行うという形で行っているということで御理解をいただければよろしいかなというふうに思っております。

(石川公一郎委員) わかりました。であれば、ここの項目で、自力整備困難とあるのです。括弧の中で経済的理由とあったら、私が、素人で見たら、自分ではできないから、お金がないからやっていく、こう見えるのです、常識としてですよ。だったら、あくまでも公益性ということでやるのであれば、それはなくてもいい項目ですね、経済的理由は。でも、ここでこう書いてある以上はお金がないから自力でできません、こう受けとめられても仕方ないと思うのです。でも、その判断はないというのは、一納税者から見るとちょっとひっかかります。幾ら公益性があるといっても、お金がある方が自分でやらないというのであれば、本当にそれは公益性に、広い意味ですよ、かなっているのかなと思います。要するに払える、自分に技術があってやらないで、県民税を使ってやるというのは、一県民としてはひっかかります。

(大畑林業振興課総括課長) 石川委員の御指摘、御意見、ごもっともなお考えかなというふうに思っておりますけれども、県民税、18年度に創設した際の考え方として、森林を手入れして整備をして、丸太として産出して、それを売ったとしても、丸太の価格が低迷している中で、なかなか森林所有者がそういった整備費用を確保できないというような状況があると。それは、十数年たった今でも、現状からすれば丸太価格は余り上がっておりませんので、そういう意味で言えば、そういう状況は続いているのかなというふうに思っておりますけれども、いずれ林業全体を捉えたときの森林整備を所有者さんだけに任せていいかというところの考え方もあって、それが県民税をつくって、県民の皆さんからいただいた税金を活用して、所有者だけに責めを帰すことができないような森林を整備していきましょうということで、公益林を対象に、公益的な機能を発揮させるべき森林を対象に県民税で森林整備を行っているというところでございますので、石川委員お話しの部分、納税者の県民の皆様からすれば、全く御指摘のとおりかなというふうには思っておりますけれども、県民税のそういった趣旨を踏まえつつ、私たち、所有者の方々への働きかけであったり、周知というところ、制度をきちっと理解していただいた上でこの事業を活用していただくというところには一層力をを入れてやっていきたいなというふうに思っております。

(石川公一郎委員) 自力整備困難の中の経済的理由というのは、誤解を招くと思うので、ちょっと別な表現にするなり、要するにお金がある、所得があるなしは関係ないということなのですね。であれば、経済的理由と書く意味がちょっとよくわからなかったので、そこは御検討いただければと思います。ありがとうございました。

(岡田秀二委員長) やっぱり誤解を招きますかね、これだと。

(石川公一郎委員) 招きます。素人が見たら……

(岡田秀二委員長) 1番目は意欲がないという、それに対し、意欲はあるのだけれども、現実的に整備ができないのです、その中身としては何かというと、それぞれの所有者の考え方の中で、私としてはそれは経済的に合っていないと思うよという、そういうところですよ。

(石川公一郎委員) 結局間伐やるとなったときに、経済的になれば、経済的というのは今一般の立場から、お金があればというふうに見られる。

(大畑林業振興課総括課長) 今経済的理由という表現をしておりますけれども、私たちが意図しているのは経済的合理性があるかどうかというところかなというふうに思っておりますので、ちょっと済みません、ここの表現どうするか、もう一度持ち帰り、検討させていただきます。

(岡田秀二委員長) はい、どうぞ。

(岩田智委員) 今のところなのですけれども、自力整備困難の中に林業経験・知識の不足があるのですけれども、経済的理由というのは全部のところチェックされているのですけれども、もし経済的理由にチェックがない場合、林業経験・知識の不足だけの場合は、アドバイスとかするだけで、費用負担は持ち主にやってもらうという考えも成り立つのではないのでしょうか。

(鈴木林業振興課主査) 林業経験・知識の不足という欄にだけチェックがあつて、経済的理由にチェックがない場合ということでよろしいですか。その場合は、林業経験・知識が不足している方であれば、みずからチェーンソーを持って山で作業をするということが困難になりますので、そういった意味で自力整備困難ということで、こちらのほうで事業をやる形になっていくとは思いますが、経済的理由でそこが採算性とかがあつて、みずからのお金で木を切って、売って、なおかつ収入があるというような状況であれば、

この事業の採択対象にはそもそも、この事業で申請してくる必要性がない山でございますので、そういったものは上がってこないものかなというふうには考えております。

(石川公一郎委員) そうすると、やっぱりこの経済性というのは、所有者の方の財産の状態も加味されているのですか。

(鈴木林業振興課主査) 所有者の財産の状態を加味して、採算性が合うというのであれば、この事業ではやる必要はないものということで、通常の間伐作業を、例えば森林組合さんにみずからお金を出して、間伐作業をしてくださいということでお願いして、なおかつ間伐材の収入である程度入ってくるのであれば、それでプラスになるということもあるでしょうし、みずから赤字になっても整備していきたいという考えであれば、経済的に余裕があれば、この事業ではなく、みずからやっていくというものになるかと思っておりますので、この事業は先ほど来議論あるとおり、経済性というのは採算性に近いものというふうに考えております。どうしても山の整備、お金がかかりますので、手入れにお金がかかって、手入れができていないと、ですけれども、公益上重要、放っておくと土砂崩れですとか土砂の流出の危険性があるようなところについて、皆様からいただいた税金を投じて、公益性の高い山に整備して行って、県民の皆さんの暮らしを守っていきましょうというところで整備させていただいている事業になります。

(岡田秀二委員長) はい、どうぞ。

(國崎貴嗣委員) この森林整備の必要性というのは、昨年度くらいまではずっと文章で詳しく説明していただいていた、それはそれでわかりやすかったのだけれども、いろいろと逆にわかりにくいこともあったりとか、あるいはそもそもこういうふうな文章で丁寧に書いていただくのは大変だろうというような議論とかを経て、整備の必要性ということをあえてこういうふうなチェックマークを入れてというような形で、少しでも調書をつくる手間を減らしたり、あるいは見る際にどこがポイントなのかというのがわかりやすくということで、議論を重ねながらこういうふうな方式にということで変更していただいたという経緯もございますので、ここのチェックが入っているからいいとか、だめだとかというようなことではもともとなかったもので、ちょっとそのあたりで、この書式になったのもそんなにまだ長い期間たっていないので、そういったふうないろんな解釈というか、確かにこういうふうに見えてしまうという御指摘はそのとおりだと思いますので、そういうことを少しずつまた気づいた範囲で修正していきながら、そういうふうな誤解が極力起きないようなというような書式にまた改めていければいいのではないかなと思いますので、もともと文章で説明されていて、全体として、なるほど、それは整備が必要だねというふうなことを解釈していたけれども、そこにかかわるいろんな、逆に調書をつくるとか、私たち

が審査でそれを読む場合のいろんな課題とか問題点もあったので、今のこの書式にしましたというところをあわせて御理解いただければ、多分また見直されていくと思いますけれども、そのあたりをちょっと踏まえていただけるとよろしいかなというふうに思いました。

(岡田秀二委員長) よろしいでしょうか。そのほかいかがですか。

はい、どうぞ。

(佐藤誠司委員) 今國崎先生からお話あったとおり、私もこの書式の簡便化を進めた一人でございますが、ちょっと細かいところで恐縮なのですが、23ページの案件で、森林所有者の状況というところで、整備意欲の低下で材価の低迷、そして自力整備困難で、経済的理由、森林整備の必要性を理解ということで、要するに回答が1つずつしかないのですが、ここの所有者は13名もいるのに、果たしてこれ画一的な意見なのかどうか。要するに本当にヒアリングしているのかという話になるのです。みんな13人が13人、材価の低迷でちょっとできませんとか、経済的理由でできませんとかというあたりが、では13人全員同じ意見なのかという話になる。これ先ほど来の御質問にもちょっとつながるところなのですが、要するに我々はまさに審査のときはこの書類をもって審査するということになりますので、そのあたりを、本当なのかどうかというちょっと疑念が湧く部分がありますので、こういった部分については何か備考か何かで書いてほしいというふうになるのですが、そうするとまた文章が長くなるということで、非常にここどうやったらいいのかという部分はあるのですが、ただ先ほど國崎先生おっしゃった、前は文章でという話もあったのですが、なかなかコピペが多くて、間違った部分をコピーしてそこに書いてあるということもあったので、それだったらこういった簡便化も必要なのではないかなということで、この形式に変わったということがありますので、23ページの案件の13名の御意見、果たして皆さん画一的な意見なのかどうかという部分を組合さんに確認されたほうがよろしいと思います。というのは、これ見ると、本当にそうだったらさすがだなと思うのですが、もしかすると代表の方に聞いた意見をそのまま、こうこう、こうだなというように見受けられる部分もございますので、ひとつそのあたりは徹底というか、確認をお願いしたいなというふうに思った次第でございます。

以上です。

(岡田秀二委員長) 先ほど来意見が出ていますことも、タックスペイヤーの立場に立って、わずかヘクター20万円、あるいはよっぽどかかったとしても30万円台かもしれない。しかし、その額は大変大きいのだという、そういう認識をしっかりと持つということなのです。税金でやるに値する、そして所有者の方もそのことの意味をしっかりと踏まえて、所有者責任ということを改めて踏まえてもらうという、ここに対する行政的なさまざまな責任部分、これも生じていますよねという、ここの突きつけなので、これはやっぱり

しっかりとやっていかなければいけないなど、こう思います。

はい、どうぞ。

(佐藤重昭委員) 前回欠席しまして申しわけなかったのですが、申請面積が少なくなっている、10ヘクタール以上もない、しかも複数の方が申請ということで、目標の面積にこの状態が続くと達しないのではないかという、ちょっと心配をしております。これに関しては、所有者自体が手入にさえも関心がなくなっているのかどうかというところをちょっと伺ってみたいと思っていました。やはり10、20というレベルのところも、全部でなくていいと思いますけれども、あったほうがいいと思います。

あと、もう一つ、前回出なかったのですけれども、条件不利地のことで議論があったと思いますけれども、うちでやったとき、尾根のほうの全然道路が行っていないようなところ、全部道路をつけてもらってやっていただきまして、そういう条件不利地のところであれば、多少ヘクタール数が少なくてもいいと思うのです。それをやることによって、土砂崩れとかそういうものを事前に防げると思うのですが、意欲のない、もう忘れている、森林を持っていること自体、これは恐らく組合さんとか林業事業団体、会社さんから言われていたという、もしかしたらなのですけれども、このチェック欄もう一つ、手間かけて申しわけないのですけれども、御本人からの申請なのかどうかというのを入れたほうが。というのは、なぜかという、これ10年ぐらいやっていて、相当PR活動だっているの、一番大事なのは本人がやりたい地域の森林組合とか、そういう森林事業体に支援されてきているのかどうかというところも我々としては関心があるので、その辺ちょっと教えていただければなと思いました。

(大畑林業振興課総括課長) 全体的に確保面積が減っている原因ということでもありますけれども、私たちが分析している部分では、事業を実施していただく森林組合等のところで、なかなか労務を確保できない、作業員を確保できていないというところが大きな理由だというふうに思っております。復興事業、沿岸部のほう、だんだん落ちつき始めてはいるのですけれども、道路整備等で森林伐採等の作業があるということ、それから近年素材生産、丸太生産のほうが発達しているということもあって、なかなか作業員を確保できないと。素材生産がふえれば、再造林、下刈りもふえてくるということで、チェーンソーを持って間伐していただく作業員がそっちにも回ってしまうので、なかなかそれを確保できないというような状況もあって、施工地の確保というところ、進んでいないというのが大きい原因だろうというふうに思っております。

森林所有者の意欲がどうかという部分でありますけれども、林野庁の調査では、一部議論になりましたが、8割の方がなかなか、整備したくても整備ができないという方も含めて8割程度は整備に手をかけられないという方々がいるという調査結果もございますので、やっぱり材価の低迷等もあって、森林を財産としてきちっと管理をしていく、整備をして

いくというところが所有者さんの部分でだんだん薄れてきている可能性はあるなというふうには思っております。ただ一方で、県民税のほかの施工地を見て、私の森林でもそれをやりたいなというふうに申し出る所有者さんもいらっしゃいますし、あるいは森林組合から、こういう事業あるのだけれども、間伐はどうですかというようなお話をして、ぜひともやらせてほしいというふうにおっしゃる所有者さんもおりますので、全てが全て整備意欲をなくしているということではないのだろうなというふうに思っております。先ほど来議論ある経済的合理性の部分、そういったところも勘案した上で、所有者さんのほうでなかなか手を出しづらい、整備のところまで手が回らないというところが実態だろうというふうに思っておりますので、いずれ今後とも公益性の高いところ、重要な森林については、この事業を使って整備が進むように、所有者さんへの働きかけであったり、森林組合への働きかけであったり、そういったところを進めて、きちっと面積が確保できるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

(佐藤重昭委員) ありがとうございます。やっぱり人手不足なのですね。

(岡田秀二委員長) はい、どうぞ。

(鈴木林業振興課主査) よろしいですか。今回申請上がってきた中で、四、五件、ちょっと明確な数字は覚えていないですけども、四、五件程度は市町村の広報に載せたものですか、ラジオCMですか、テレビのCM、新聞等々をごらんになって、振興局や県庁のほうに問い合わせがあって、作業を実施したというものが含まれてございますし、申請番号の18—046番、39ページですとか、18—047番のあたりですと、地元で環境の森整備事業をやっていて、その施工地を見て、きれいにやってくれるなということで、直接その作業をやっている方に声をかけて実施してもらったですとか、あとは地域の中で環境の森整備事業というもので整備したのだよという話を聞いて、振興局なり、森林組合のほうに問い合わせがあって、申請につながったという事例が今回の審査の中には数件含まれてございます。

(岡田秀二委員長) 関連して、若生さん。

(若生和江委員) 後半に、実際に施業している事業者の人からの聞き取りの結果のところ、今回のことにつながるものがたくさんあるようですので、最初はやっぱり条件が、必要であり、条件が整いやすいところからやっていったので、最初は面積確保できたけれども、大変なところが残ってきて、1個1個の面積がちっちゃくなっているという現状がここずっと見ているとあることなので、今出た御意見と、あと後半の今実際に整備をしている事業者さんからの聞き取りの結果というところで今のことをさらにお話ししてはいか

がでしょうか。施工地のところでとりあえずまとめをして、今後のことについてはそちらのほうでお話ししてはいかがでしょうか。

(岡田秀二委員長) ということで、大事な件だから、意見いろいろ今出ていますけれども、全体に申請あるいは施工地確保の減少傾向に対する、改めてさまざまな環境の要因整理も含めて、しっかりして見るということにしたいと思います。

今の件でしたか、橋浦さん。別件。

(橋浦栄一委員) はい。

(岡田秀二委員長) では、そのほかいかがですか。施工地にかかわるところ、あるいは調書の記載の方法等々について。

私がちょっと気になっているのは、特記事項の中の樹種割合という、この書き方です。樹種割合と書いていいのかどうか。要するに小班ごとに違うわけだから、要するにヒノキの林分も何ヘクタールあるよ、何が何ヘクタールあるよ、それを一緒くたにして、樹種割合で何%、何%、これ一つの林分の中でこういう樹種割合だというならこれでいいのだけれども、ここもうちょっと工夫してください。

そのほかいかがですか。

「なし」の声

(岡田秀二委員長) それでは改めて、本日は22件について審査をいただきました。トータル面積が89.32ヘクタールで、最初の図面を見ていただきますと、地図を見ていただきますとわかるとおり、民有林の中では上手にバランスをしながら、いろんなところから出てくるようになってきているなど、それと事業体についても、森林組合だけではなくて、民間の事業体が手を挙げてくれたのか、あるいは地域の中で行政的な勧誘があったのか、バランスいい形になってきているなど、このように思っています。

本22件をこの事業として採択するというところでよろしゅうございますか。

「異議なし」の声

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

それでは続いて、同じ議題の中の2番目でございます。提案をお願いします。

(小笠原森林整備課主査) 【資料No.1—2に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。本事業の内容とその事業に適するであろう具体的な申請箇所の説明でございました。

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(佐藤重昭委員) 先日山田町に行くことがありまして、意外にアカマツは元気だったのですけれども、ナラ枯れが散見されまして、結構予想以上に大変なことだなと思ひまして。質問なのですが、このナラ枯れにかかっているナラを伐採して、次の新しい……病氣的には早目に伐採してしまったほうが、種が落ちてまた生えてくるわけですが、そのあたりはどうなのでしょう。早目にやったほうがいいのかどうか。伐採すれば大丈夫なのか、余り広がらないのか、ちょっとその辺、専門的なことわからないので、教えていただければ。

(鈴木林業振興課主査) ナラ枯れ被害なのですけれども、被害に遭った木については、松くい虫と同じように伐倒して薬剤で薫蒸したり、チップのように破碎したり、焼却したりというのが駆除についてはそれが基本になります。今回の事業につきましては、まだ被害に遭っていない健全なナラ林を伐採するというものになりますが、ナラ枯れの特徴といたしまして、齢級の高い、比較的林齢の高いナラ林に被害が生じやすいということで、比較的若い木はまだ樹液等の噴出が旺盛ですので、被害に遭いにくいという状況がございまして、比較的高齢なナラ林、健全なナラ林を若返らせようという事業でございまして、若返らせて、被害を受けにくい山に仕立てて、ナラ林を再生していくといった事業になります。

(佐藤重昭委員) わかりました。ありがとうございます。

(岡田秀二委員長) はい、どうぞ。

(石川公一郎委員) 2つありまして、1個は今の質問に関係するのですけれども、ということは、一回ナラ林を切った後は、またナラとかを植えるということですね、若い木にしていくということですね。

(小笠原森林整備課主査) この事業については、ナラ林を含む広葉樹林の皆伐を行い、天然更新を行うというものとなっております。

(石川公一郎委員) 天然といいますと。

(小笠原森林整備課主査) 天然更新。

(石川公一郎委員) もう一つが、実はこの補助のことなのですけれども、チップって、たしか紙とかペレットですか、使うのは。このチップ材以外の用材は、補助の対象外ということ、これは何でなのですか。考え方をちょっとお伺いしたいのですが。

(小笠原森林整備課主査) 用材になるものについては、収益が見込まれるということもあることから、今回のナラの被害……

(阿部技監兼林務担当技監) ナラ枯れ被害、こちらのチラシのほうをちょっとごらんいただければわかるとおり、先ほど来ナラ枯れ被害に遭いやすい木というのは、年とった木ということで、そうすると樹液の流動がどうしても少なくなったり、鈍くなったりすると。そういったことから、小さい5ミリくらいの虫が材の中に入っていくということになります。一方、若い木ですと、樹液の流動が活発ですので、虫がアタックしても樹液で殺してしまうというふうな、若くて元気なのはそうだということから、高齢なナラ林を若返りして、元気な林に変えていきたいと思います、そうすればナラ枯れ被害には遭いにくい林になりますということです。

一方、先ほどのチップにというお話でございます。これは、このように穿入しておりますので、この虫を殺さなければならないということで、薬剤的な防除もできるのですが、物理的な防除という形でチップ、10ミリ以下に薄く切削すれば、虫も殺してしまうことができますので、それでチップ化と。本来60年、70年の20センチ、30センチの太い木ですので、できれば用材に使いたいのですが、そうする間に虫がどんどん飛んでしまったりとか、そういうことがございますので、あくまでもこれは防除も兼ねるという形でチップ化を対象としているものでございます。

(石川公一郎委員) わかりました。ありがとうございました。

(岡田秀二委員長) ほかにありませんか。はい、どうぞ。

(佐藤誠司委員) どちらも大切な事業だと思うのですけれども、補助率の違いというのはどういうことなのでしょう。対象が市町村とそれ以外という部分もあるのでしょうか。片や10分の10、片や1立方メートル1,000円までという、どちらも大切な事業だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(高芝林業振興課主任主査) いわて環境の森整備事業の中の強度間伐につきましては、先ほど来議論ありましたとおり、広域的に重要な森林を県が所有者にかわって整備をするという考え方をもって、10分の10という補助率になってございます。一方、ナラ林健全化につきましては、ナラの若返りを進めるという中で、ただ若返りを進める場合に、利用を

通じて若返りを進めようと、ただ利用を進めるに当たっても、更新のために伐採、チップに利用するために必要な経費の部分を一部支援することで、若返りを促進していこうと。県が森林そのものを皆伐していくというよりも、利用を通じた視点で若返りを図ろうということ、これは補助していくというような考え方になっております。

(佐藤誠司委員) 要するに森林事業税の中では、こちらのほうを10分の10でやって、こっち側、利用を促進するために10分の10ではなくて、定額の1立方1,000円ということによろしいですね。

(阿部技監兼林務担当技監) ただいま説明ありましたとおり、環境の森整備事業は、収益が伴わない、所有者にかわって森林整備を行うというものですし、これはナラ林、チップにすれば、チップ材として対価が得られるものということから、ナラを切るころまで伐倒、玉切り、集積、搬出、その経費の分のみを補助対象としますという形で、立方当たり1,000円という形で定額の助成で健全化を促進するというものでございます。利用と防除を両立させるという意味合いから、全額10分の10ではなくて、立方当たり1,000円の補助という形で進めるということでございます。

(岡田秀二委員長) なかなかきちんとした論理で全てを合理的に御理解いただくというのは難しいのですが、被害はまだ受けていない林です。一方では、環境の森の対象はやっぱりどうしても公益性の発揮が見られないという、病的だねという、そういう状態の林について対象にするということと、公益性の多様な側面に対して、どちらかというところと経済性という角度で見ても、それなりに追求が可能かなという、そんな林分、そんな対象をここでは扱うのだという、こんなところも大きなところで、基盤のところでもちょっとした違いがあるということですね。

そのほかいかがですか。はい、どうぞ。

(國崎貴嗣委員) 念のための確認なのですが、伐採した後は、必ずしもナラが優先する広葉樹林にならなくてもいいのですよね、これって。要するに更新のための費用というのを補助するわけではないので、結果的にナラがまた優先するような、要するに再生ということもあり得るし、ナラ以外のホオノキとか、ほかの樹種、広葉樹が優先するような広葉樹になっても、それは特にどちらでもよい。特にナラが少なければナラ枯れの被害に遭いにくくなるので、そこはそういうことでよろしいということ。

(鈴木林業振興課主査) そのとおりでございます。

(岡田秀二委員長) それでは、本事業に今回申請のあります一関萩荘八幡157、ここを事

業として採択するというところでよろしゅうございますか。

「異議なし」の声

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

時間が大分押しておりますが、もう一つ大事な件でございます。提案をいただきます。

(小笠原森林整備課主査) 【資料No. 1—3に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

御質問、御意見いただきたいと思います。はい、どうぞ。

(國崎貴嗣委員) いろんな木があつてなのかもしれないのですけれども、やっぱり松枯れもどっちかという高齢な林のほうが被害に遭いやすい、衰弱していますから。ということからすると、これはもともとの環境の森整備事業の対象年齢がそのまま適用されているというふうに捉えたほうがいいのかもしいかなもしれないのですけれども、原則として4から10年齢というふうになっていますが、むしろ上限の10年齢までというのを外してしまって、原則として4年齢以上というふうにしてしまったほうがよいのではないかな。出荷できるものというお話が先ほど御説明いただきましたけれども、それも恐らく被害に遭っているかもしれないから、例えばチップとか燃料として燃やしてしまうとかというようなことになるでしょうし、基本的に経済林ではなくて公益林という対象でこの施工を行っていくというような観点からすれば、何か用材としてすごく売れるものが出るから、それを狙って、そこを整備しようみたいなことにはなりにくいのではないかなというふうに思われますので。もしも何か制度上のいろんな制約があつて、それはだめだということであれば、現在のただし書きでもよろしいかと思うのですが、素直に考えるとより高齢なものほど松枯れ被害に遭いやすいということからすると、あえて10年齢というところまでで限っているということは、実質的に余り意味のないことなのではないかなというふうに思いますので、そのあたり、もしも可能であれば上限を外すなり、あるいは何かもうちょっと融通、高齢なものもそういうふうな広葉樹林化の対象として考えるのですよというような形で、見直せるのであれば見直していただければいいのではないかなというふうに思いますという意見でございます。

(岡田秀二委員長) これも、今日結論をとということではなくて、この先しっかりと議論して、決めていこうということで、大事な問題提起をいただきました。

それ以外にいかがですか。もしそれ以外になれば、当面こういう形で年齢を切っているわけですが、先ほどの議論でいくと補助率10分の10で行います。しかし、対象地域につ

いては公益性のところは明確に、景観形成ですとか、いろんなことがたくさん出てきている部分です。今回の申請について、本事業で採択をするということによろしゅうございますか。

「異議なし」の声

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

それでは、2番目です。地域説明会の報告事項になりますが、報告ではありますが、質疑応答をしたいと思います。御提案をお願いいたします。

(鈴木林業振興課主査) 【資料No.2に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

それでは、御質問なり御意見いただきたいと思います。

はい、どうぞ。若生さん。

(若生和江委員) 先ほど来出ておりました作業面積の確保にもかかわるところで、作業道についての拡充というところを検討して、やっぱり実施する人も、対象森林の持ち主も、より利用してもらいやすいような制度に今見直す時期に来ているのかなというのを私たちも感じておりましたので、今回聞き取りで出た意見というところを前向きに検討に乗せていっていただければいいなと思います。

あと、持ち主の高齢化というところは、最初に協定を結んだ人たちが今どうなっているかという現状を一回捉えて、それもこういうふうになっていますというところもあわせて示しながら、経過とか今後のことというのがより検討しやすいような資料もプラスしていただくと、具体的な前向きな検討ができるのではないかなと思いました。

(岡田秀二委員長) はい、國崎さん。

(國崎貴嗣委員) アカマツの広葉樹林の促進事業の事業主体というのは、可能であれば組合さんとか林業事業体まで拡充してもいいのかなというふうに、一委員としては思ったりするのですが、一方で、例えば広葉樹林化とかということであれば、森林経営計画の枠組みの中で、更新伐というので更新させてということも、事業体、組合さんの場合であれば、手法としては一応存在しているはずなので、やはりなかなか針葉樹というのは人工林とかで、団地化しないで、アカマツ林とかが少なからずまじっているような林で団地化すると、経営的にはなかなか厳しいとかということもこういうところに見え隠れしているのかなというふうに勝手に思ったりしたのですが、更新伐というのを活用して

広葉樹林化を促進するというようなのは県内ではそんなにまだ進んでいないのでしょうか。マニュアルとかもつくられているので、結構積極的にされているのかなというふうに個人的には思ったのですが、そのあたりちょっと済みません、本来の資料の趣旨からは外れているかもしれません。もし御存じでしたら、今回でなくても結構です。いずれ何かそういうふうな機会があればちょっと教えていただきたいという、要望というか、ございます。

(岡田秀二委員長) 少し更新伐事業の県内における採択状況というか、わからなければ後にします。

(高芝林業振興課主任主査) 申しわけございませんが、ただいま数字は持ち合わせておりませんので、次回以降の情報提供とさせていただければと思います。

(岡田秀二委員長) そのほかいかがですか。はい、どうぞ。

(若生和江委員) 今回の調査の結果というのは、会場に出席した方の回答なのですが、ここには来られなくても、事業実施した方たちで同じような思いとか、またここでは見えないことに関しての御意見をお持ちの方たちもいらっしゃるかと思いますので、事業実施後に今後の事業がよりよくなるための提言ということで、実施しているところから漏れなく吸い上げをしていってはいかがかと思うのですが、どうでしょうか。

(鈴木林業振興課主査) そのようなことも、さまざまな御意見を踏まえて検討してまいりたいと思っております。

(大畑林業振興課総括課長) 補足してですが、県民税、今3年目ということになって、来年度以降本格的に第4期のあり方を検討してまいりますので、その中でそういったアンケート調査等もできればなというふうに思っております。

それから、先ほど國崎委員からアカマツの広葉樹林化のところで、事業体のほうから意見があった点ですが、事業体さんの本音とすると、市町村が事業主体になっているということは、市町村の予算に計上しなければならない、なおかつ発注するための入札手続を経なければならないというところで、森林組合等が所有者さんから相談を受けても、市町村の理解がないとなかなか事業が実施できないということが多分本音としてはあるのかなというふうに思っております。

(鈴木林業振興課主査) 先ほど國崎委員から更新伐の状況というお話でございましたけれども、資料を見つけたので。県内で昨年度の実績としては、更新伐は6ヘクタール

にとどまっております。同じくアカマツの樹種転換でございますが、そちらについては昨年度105ヘクタール実施してございます。樹種転換は、アカマツを切って、さらに再造林するという事業になりますし、更新伐については、アカマツを切って天然更新というか、そういう形で再度山に仕立てていくという事業になります。

(岡田秀二委員長) そのほかいかがですか。

この地域説明会も、大きな背景としては、事業箇所がなかなか伸びていかないということも一つありますし、そこへの理由をいろいろと調査をすると、やはりなおこの事業を知らないという、知っていれば頼んだのにとか、隣でそんな事業あったから気がついてお願いしたという、こういうケースが大変多いということから、事業の一層の周知方ということ、それと同時にさまざまな要請があればという、こういう観点で聞いているわけですが、今出てきた主な意見、6番目ですね、いずれも検討するに値するというふうに思いますので、しかるべくその機会をつくっていただきますようお願いをいたします。

これはいいですか、終わって。各委員よろしいですか。

「はい」の声

(岡田秀二委員長) それでは、(3)番目、その他になります。議題の中でのその他、何かもし各委員からあればいただきたいと思っております。もしなければ、本日の議題のところでは、私の責任としては以上にしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。あるいはこの大きなその他もこの議題の中で扱うということで、その他があれば、それでは県から御提案をお願いします。

(鈴木林業振興課主査) 【資料No.3に基づき説明】(県民税事業評価委員会現地調査の実施について)

(岡田秀二委員長) ありがとうございました。

それでは、長時間にわたって、なおかつ熱心に御議論いただきましたが、本日の議題の部分は以上で閉じたいと思っております。ありがとうございました。

(及川林業振興課振興担当課長) ありがとうございました。

閉会に当たりまして、阿部技監から御礼の挨拶を申し上げます。

(阿部技監兼林務担当技監) 本日も委員の皆様方からさまざまな御提言、御意見を頂戴いたしました。本当にありがとうございます。

その中で、今後のこの県民税のあり方にもかわりますけれども、施工地の確保が減少

傾向にあると、その中の理由として労務の確保ができないと。これが労務を確保できないのか、あるいは本来の林業生産活動が活発化したことによって施工地のほうに手が回らなくなったのかと、我々農林水産部、林業振興を担当している者とすれば、本当はうれしいことではあるのかなというふうな面もありますが、ただ事業実施者とする、何とか確保できるようにというふうなこともございます。またさらに、国のほうでは新たな森林管理システムというふうなものが出てまいりました。その中で、森林環境税を国のほうで創設して、来年度から市町村が主体で森林整備ができるような形になってございます。そういったことで、県民税のあり方についても今後さまざまな御議論をいただかなければならぬかというふうに思いますので、今後とも委員の皆様方には忌憚のない御意見を賜ればというふうに考えているところでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(及川林業振興課振興担当課長) 先ほど御説明させていただきましたとおり、事業評価委員会、次回は10月30日に現地調査を予定しております。詳細につきましては、早々に御連絡いたしますので、よろしくお願ひいたします。

なお、次回の施工地審査を中心とする事業評価委員会でございますけれども、11月16日金曜日の10時からということで開催を予定してございます。場所は、サンセール盛岡のほうを予定してございます。こちらにつきましても、後日詳細を御連絡いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして平成30年度第3回いわての森林づくり県民税事業評価委員会を閉会いたします。本日は大変ありがとうございました。